

公益財団法人国土育英会
定款

令和6年3月21日施行

公益財団法人国土育英会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国土育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、一般有為の学生のうち、学術優秀、品行方正でありながら、経済的理由によって修学が困難な者に対し、奨学援助を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学資金の給与
 - (2) 学資金を受ける学生の指導
 - (3) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置

き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を越えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を越えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基

- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上5名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事と

し、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、当該提案につき、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長）は、大島嘉仁とする。

公益財団法人国土育英会
奨学金給与規程

令和3年1月18日施行

公益財団法人国土育英会奨学金給与規程

第1章 総 則

公益財団法人国土育英会（以下、「本会」という）定款第3条の規定に基づき、この規程を定める。

（奨学生の資格）

第1条 本会の奨学生は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- （1）日本の大学又は大学院に在籍する正規学生である日本人学生のうち、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学業の維持のために奨学金の給与が必要と認められる者
- （2）修学・研究のために来日し、日本の大学又は大学院に在籍する外国籍学生のうち、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学業の維持のために奨学金の給与が必要と認められる者

（奨学生の種類）

第2条 奨学生の種類は大学奨学生とする。

（奨学金の額及び給与期間）

第3条 この規定の第1条（1）の奨学生に給与する奨学金の額は、月額18,000円とし、第1条（2）の奨学生に給与する奨学金の額は、月額100,000円とする。

2 前項の奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限の終期までとする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（奨学生の募集）

第4条 奨学生の募集は、毎年4月から5月にかけて行うものとする。ただし、理事会の決定により、臨時の募集時期を設定することができる。

2 奨学生の募集は、各大学の学生課を経由して行う。

（願書提出時の必要書類）

第5条 この規程の第1条（1）の奨学生志望者（日本人学生）は、次に掲げる書類を本会に提出するものとする。

- （1）奨学生願書（本会所定様式あり、写真添付のこと）
- （2）在学学校長又は指導教授の推薦書
- （3）在学証明書
- （4）成績証明書（大学1年次生は、高校卒業時の成績証明書）
- （5）所得証明書又は納税証明書
- （6）健康診断書

2 この規程の第1条（2）の奨学生志望者（外国籍学生）は、次に掲げる書類を本会に提出するものとする。

- (1) 奨学生願書（本会所定様式あり、写真添付のこと）
- (2) 在学学校長の推薦書
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書（大学の直近の成績証明書を提出できない場合は、提出不要）
- (5) 収支調査書（本会所定様式あり）
- (6) 健康診断書
- (7) 在留カード写し

（奨学生採用の選考基準）

第6条 この規程の第1条（1）の奨学生志望者（日本人学生）のうち奨学生として採用する者は、次の基準を満たす者であることを要する。

- (1) 心身ともに健康であること
- (2) 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
- (3) 奨学生を扶養する世帯の総所得金額が600万円以下であること
- (4) 特定の分野において、特に優れた資質能力があり、その資質能力を証明することができること
- (5) 大学1年次生については、高等学校の成績証明書の評定平均値が4.0以上（5段階評価時）であること
- (6) 大学2年次生以上については、前年時のGPAが3.5以上又は成績評価値の総合点が80点以上に準ずる成績であること
- (7) 大学院生については、大学及び大学院における成績が優れ、将来、研究者又は高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められること

2 この規程の第1条（2）の奨学生志望者（外国籍学生）のうち奨学生として採用する者は、次の基準を満たす者であることを要する。

- (1) 心身ともに健康であること
- (2) 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
- (3) 月額の平均収入（仕送り）が月額平均支出を下回ること
- (4) 特定の分野において、特に優れた資質能力があり、その資質能力を証明することができること
- (5) 大学2年次生以上については、前年時のGPAが3.5以上又は成績評価値の総合点が80点以上に準ずる成績であること
- (6) 大学院生については、大学及び大学院における成績が優れ、将来、研究者又は高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められること

3 第1項又は第2項の基準を満たさない者であっても、同項の条件を総合的に考慮して、奨学生の候補者にふさわしいと判断される者については、奨学生として採用することができる。

（奨学生の採用）

第7条 本会の理事長は、この規定の第5条の書類を受け取ったのち、書類の内容を確認し、前条の基準を満たす者を選考する（以下、「一次選考」とする）。

- 2 理事長及び事務局長は、一次選考で選考された奨学生候補者と面談をした上で、選考基準の確認を行い、奨学生候補者の選考をする（以下、「二次選考」とする）。
- 3 奨学生選考委員会は、二次選考で選考された奨学生候補者の中からさらに奨学生として採用する者を選考する（以下、「最終選考」とする）。
- 4 最終選考で選考された奨学生候補者について、理事長がその採用を決定し、在学学校長

を経てその結果を本人に通知する。

- 5 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から、15日以内に署名・押印をした契約書を理事長あてに提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情あるときは、複数月分の奨学金を合わせて交付することができる。

- 2 奨学金の交付は、銀行振込みによるものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、転学若しくは退学したとき又は長期にわたって欠席しようとするとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき

(奨学金の休止)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、選考委員会の決定を経て、奨学金の交付を一時休止する。なお、交付を休止する時期は選考委員会で決定する。

- (1) 在学学校の休暇時期以外の時期に1か月以上日本を離れる場合
- (2) 一定期間、奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (3) 前各号のほか、奨学金の支給を休止せざるをえない理由が生じたとき

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴し、且つ選考委員会の決定を経て、奨学金の交付を廃止する。なお、交付を廃止する時期は選考委員会で決定する。

- (1) 本会と連絡がとれず、奨学金の銀行振込ができなくなったとき
- (2) 本会に無断で留学したとき
- (3) 傷い疾病などのため留年したとき、又は卒業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良のため留年したとき、又は卒業の見込みがなくなったとき
- (5) 1ヶ月以上の長期欠席が続いたとき
- (6) 休学又は退学したとき
- (7) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (9) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (10) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第14条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導・助言を行うものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和3年1月18日から施行する。